

第62回



定時株主総会 招集ご通知

開催 日時

2019年6月12日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）

開催 場所

名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA
2階「瑞雲の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図を
ご参照ください。）

書面による議決権行使期限:

2019年6月11日（火曜日）午後6時まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役4名選任の件	4
第3号議案 監査役3名選任の件	7
（添付書類）	
事業報告	9
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告書	31

(証券コード8190)
2019年5月24日

株 主 各 位

名古屋市東区葵三丁目15番31号

株 式 会 社 **ヤマナカ**

代表取締役社長 中 野 義 久

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月11日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月12日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 2階「瑞雲の間」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第62期（2018年3月21日から2019年3月20日まで）事業報告、
連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役3名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.super-yamanaka.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表となります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.super-yamanaka.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 本株主総会の決議ご通知は、株主総会後発送予定の当社株主通信に掲載させていただく予定です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の一つとして位置づけ、安定的な配当を継続して行うことを基本としつつ、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、第62期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金 5 円 総額 96,315,535 円

これにより、中間配当金（1 株につき 5 円）を含めた当期の年間配当金は、1 株につき 10 円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月13日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	【再任】 なか の よし ひさ 中 野 義 久 (1956年 5 月12日生)	1985年 3 月 当社入社 1990年 6 月 当社取締役 1992年 6 月 当社常務取締役 1994年 6 月 当社専務取締役 1996年 2 月 当社代表取締役副社長 1997年 5 月 当社代表取締役社長 2018年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)	2,300株
【取締役候補者とした理由】 中野義久氏は、1997年以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者としての見識、豊富な経験と実績を有しております。スーパーマーケット事業に精通し、当社の経営全般を統括する最高責任者として適任であると判断し、取締役候補者としております。			
2	【再任】 お がわ たつ や 小 川 達 也 (1955年 2 月 5 日生)	1978年 4 月 株式会社東海銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2006年10月 同行名古屋営業部長 2009年 3 月 当社入社 2010年 6 月 当社取締役 2013年 3 月 当社専務取締役 2018年 3 月 当社取締役副社長 2018年 6 月 当社取締役副社長 副社長執行役員 企画管理本部長、構造改革推進室担当 (現任)	9,300株
【取締役候補者とした理由】 小川達也氏は、金融機関において培った豊富な経験と知識、高い能力と見識を有しております。当社においては取締役副社長として主に企画管理本部および構造改革推進室を統括し、今後も当社グループ全体の経営戦略およびコーポレートガバナンス戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	【再任】 おお やま ひで き 大 山 秀 樹 (1962年 5 月 7 日生)	1986年 4 月 三菱商事株式会社入社 2009年 4 月 同社農産ユニット 米・青果物チームリーダー 2013年 2 月 同社中部支社生活産業部長 2014年 6 月 アルビス株式会社専務取締役 2017年 5 月 当社入社 2017年 6 月 当社専務取締役 2018年 6 月 当社取締役 専務執行役員 営業本部長（現任）	1,900株
	【取締役候補者とした理由】 大山秀樹氏は、総合商社において培った豊富な経験と知識、高い能力と見識に加え、スーパーマーケット事業の企業経営に関する経験と実績を有しております。当社においては取締役専務執行役員として主に営業本部を統括し、今後も営業部門の責任者として営業戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。		
4	【再任】【独立役員】 【社外取締役候補者】 よし だ まさ き 吉 田 雅 樹 (1946年10月13日生)	1970年 4 月 名古屋青果株式会社入社 1977年 5 月 同社取締役 1983年 5 月 同社常務取締役 1995年 4 月 同社代表取締役専務 2011年 6 月 同社取締役副社長 2014年 5 月 同社相談役（現任） 2015年 6 月 当社取締役（現任） <重要な兼職の状況> 名古屋青果株式会社相談役 学校法人名古屋合唱団専務理事 名古屋音楽学校名誉学校長	1,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 吉田雅樹氏は、青果物の卸売事業に精通し、かつ長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後も独立した立場から経営全般に提言または助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するために適任であると判断し、社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田雅樹氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、現在当社の社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
3. 吉田雅樹氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 吉田雅樹氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、同氏が再任された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任監査役候補者1名を含む監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	【再任】 ふく い きゆう ぞう 福 井 久 造 (1955年 1 月19日生)	1977年 3 月 当社入社 2005年 7 月 当社情報システム担当部長 2007年 3 月 当社執行役員 2012年 3 月 当社情報システム部長 2015年 1 月 当社情報システム部参与 2015年 6 月 当社常勤監査役（現任）	2,500株
	【監査役候補者とした理由】 福井久造氏は、当社において長年にわたり情報システム部門の責任者を務め、当社の業務全般に精通しております。また、スーパーマーケット事業に対する豊富な経験と実績、高い専門性を有しており、2015年6月より当社の常勤監査役として、業務に精通した専門的な立場から監査を実施いただいております。引き続き当社の監査機能およびコーポレートガバナンス体制の強化に向けて適切に業務を遂行していただけるものと判断し、監査役候補者としております。		
2	【再任】【独立役員】 【社外監査役候補者】 かさ まつ えい じ 笠 松 栄 治 (1954年 1 月 6 日生)	1978年10月 新光監査法人名古屋事務所入所 1984年 4 月 笠松栄治公認会計士事務所開設 1991年 7 月 高浜市代表監査委員 2004年 6 月 西濃運輸株式会社（現セイノーホールディングス株式会社）社外監査役（現任） 2004年 9 月 税理士法人笠松＆パートナーズ代表社員（現任） 2015年 6 月 当社監査役（現任） <重要な兼職の状況> 税理士法人笠松＆パートナーズ代表社員 セイノーホールディングス株式会社 社外監査役	—
	【社外監査役候補者とした理由】 笠松栄治氏は、公認会計士・税理士としての財務および会計に関する専門知識と企業会計に関する豊富な経験と優れた能力、見識を有しております。その豊富な経験と高い見識を活かし、2015年6月より当社の社外監査役として、客観的、中立的な立場から監査を実施いただいております。引き続き当社の監査機能およびコーポレートガバナンス体制の強化に向けて適切に業務を遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、前述の理由により社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	【新任】【独立役員】 【社外監査役候補者】 よこ い よう こ 横井陽子 (1970年9月6日生)	1992年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2000年6月 横井公認会計士事務所開設 (現任) 2004年7月 栄監査法人入所 2011年5月 栄監査法人代表社員 (現任) <重要な兼職の状況> 横井公認会計士事務所長 栄監査法人代表社員	—
	【社外監査役候補者とした理由】 横井陽子氏は、公認会計士・税理士としての財務および会計に関する専門知識と企業会計に関する豊富な経験と優れた能力、見識を有しております。その豊富な経験と高い見識、女性ならではの視点を活かし、客観的、中立的な立場から監査を実施していただくことで、当社の監査機能およびコーポレートガバナンス体制の強化に向けて適切に業務を遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、前述の理由により社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 笠松栄治氏および横井陽子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 笠松栄治氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 笠松栄治氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、横井陽子氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
5. 笠松栄治氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、同氏が再任された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、横井陽子氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年3月21日から
2019年3月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しましたが、世界経済における貿易摩擦の長期化や欧州の不確実な政治情勢の影響による輸出や生産の落ち込みが懸念され、先行き不透明な状態が続いています。

食品小売業界におきましては、業種・業態を越えた競争の激化や販売チャネルの多様化、人手不足による人件費や物流コストの上昇など、厳しい経営環境が続いております。

こうしたなか当社グループは、2022年の創業100周年を飛躍の年にするために、安定的に利益が出る基盤を作ることを目的に、「笑顔あふれる食品スーパーマーケットを極め、東海地区No.1の誇れる企業を目指す」というビジョンを掲げ、2019年3月期を初年度とする中期3ヵ年計画を策定し、持続的成長に向けた構造改革に全社を挙げて取り組んでおります。

商品政策では、幅広い年代のお客様から支持いただける売場づくりを目指し、主に子育て世代へ向けた大量目商品の拡充やカット野菜、味付け商材を用いた時短メニューの提案、また、シニア世代へ向けた小量目でありながら上質な商品の品揃え強化やこだわりのワインやチーズ、地産地消を意識した地場野菜や地元商品を幅広く展開しました。また、日配品や米飯類の製造・販売を行う連結子会社のサンデイリー株式会社を効果的に活用し、商品の品質向上や店舗での製造作業の効率化を図ってまいりました。

販売政策では、当社の電子マネー付きポイントカード「グラッチェプラスカード」へ電子マネーをチャージしていただいたお客様を対象としたチャージキャンペーンの開催や天候不順への対策として雨の日にご来店いただいたお客様へポイントを進呈する「雨の日スタンプカード」の配布、エリア戦略に基づく近隣店舗合同でのチラシ強化などの販売促進策を実施してまいりました。また、日常のお買い物にお困りの高齢者など地域社会の課題解決に貢献するため、2018年5月より西枇杷ランテ館（愛知県清須市）を拠点とするエリアで、「ヤマナカの移動スーパーわいわい号」として移動販売事業を開始しました。

店舗政策では、2019年3月にみなと当知店（名古屋市港区）を新設しました。また、2018年6月に知多店（愛知県知多市）の改装や生産性向上の取り組みの一つとして庄内通店（名古屋市西区）など4店舗にセルフ精算レジを導入しました。一方、経営の効率化と収益性の改善を図るため、2018年8月にザ・チャレンジハウス木場を閉店いたしました。

このような結果、当連結会計年度における経営成績は、閉店による売上高減少要因などから売上高に営業収入を加えた営業収益は970億51百万円（前期比3.1%減）となりました。利益面では、生産性向上の取り組みによる人件費の抑制をはじめ、広告宣伝費の効果的な見直し、エネルギーコストの削減など経費全般の削減に取り組んだ結果、営業利益は7億52百万円（前期比571.2%増）、経常利益は8億95百万円（前期比301.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億91百万円（前期比469.1%増）となり、大幅に利益改善することが出来ました。

なお、当社グループは、「小売事業および小売周辺事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、18億90百万円であります。

その主なものとして、みなと当知店の新店投資、知多店など既存店活性化のための改装投資、セルフ精算レジの導入などのシステム投資を行いました。

（3）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く状況は、不透明な国内外の社会情勢や年金や介護といった社会保障制度に対する将来不安を背景とした消費者の節約志向が継続する中、コンビニエンスストアやドラッグストア、ネット通販など業種・業態を越えた販売競争は激しさを増し、厳しい経営環境が続くことが予想されます。

こうした状況のなか当社グループは、2019年3月期を初年度とする中期3ヵ年計画（構造改革）の実現に向け、全社を挙げて取り組んでまいります。

当該3ヵ年計画では、（１）カスタマーファーストの深化、（２）従業員が成長し、活躍できる環境・仕組整備、（３）持続的な成長を支える基盤整備の3つを経営方針に掲げ、販売改革、人材育成改革、コミュニケーション改革など結果を出すための環境整備を進めてまいります。また、中・長期的に進む人口減少や販売チャネルの多様化による企業間の競争は激しさを増すことが予想され、当社においては店舗の生産性を向上させ、収益性を高めることによって持続的成長基盤の確立を図るべく、（１）店舗の大幅収益拡大、（２）店舗および本部の生産性向上を主要課題として取り組んでまいります。

中期3ヵ年計画の1年目である2019年3月期は、商品ロス対策による粗利益率の改善や適正人員基準に基づく稼働時間コントロール等で利益面において一定の成果が得られたものの、販売競争の激化による既存店売上高の減少など課題も残っております。

こうした状況を踏まえ、2020年3月期は、商品ロス対策や経費削減の取り組みは継続した上で、客数や買上点数の増加によって売上高を向上させるために、商品政策の見直しや効果的な販売促進策を実施してまいります。

生産性向上の取り組みでは、店舗毎に設定した適正人員基準に基づく人員体制を継続し、基本作業や販売計画の徹底、ＩＴの活用による作業オペレーションの効率化を推進するとともに、従業員のレベルアップを図るための教育・研修制度の充実・強化を図ってまいります。また、本部において部署間の連携強化を図り、業務の効率化および組織の簡素化・少人数化を進めてまいります。

さらに、当社グループとして「健康経営」を掲げ、従業員一人ひとりがいきいきと働き、心身ともに健康で楽しく仕事ができる職場環境の整備に積極的に取り組み、「笑顔あふれる食品スーパーマーケット」を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分 \ 期別	第 59 期 2016年3月期	第 60 期 2017年3月期	第 61 期 2018年3月期	第 62 期 (当連結会計年度) 2019年3月期
営 業 収 益 (百万円)	100,346	99,871	100,106	97,051
経 常 利 益 (百万円)	1,300	720	223	895
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	688	481	86	491
1株当たり当期純利益	35円76銭	25円08銭	4円51銭	25円66銭
総 資 産 (百万円)	40,284	39,834	38,006	36,718
純 資 産 (百万円)	15,594	16,055	15,490	15,441
1株当たり純資産額	809円53銭	838円93銭	809円17銭	806円12銭

(注) 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ア イ ビ ー	60	100.0	生花・園芸資材の販売
プレミアムサポート株式会社	30	100.0	店舗・設備等の管理メンテナンスおよびスポーツクラブの運営
サンデイリー株式会社	31	100.0	日配品・米飯類の製造・販売および店舗等の賃貸

(7) 主要な事業内容

当社グループは、食品スーパーマーケット事業を中核とする小売事業およびそれに附帯する小売周辺事業を営んでおります。

(8) 主要な事業所

①当 社

本 社 名古屋市東区
物 流 セ ン タ ー 大府東海物流センター（愛知県東海市）
生鮮加工センター しおなぎ生鮮センター（名古屋市港区）
店 舗 65店舗

所在地	店 舗 名	店舗数
愛知県	八 事 フ ラ ン テ・覚王山フланテ・富士見台フランテ・白 壁 フ ラ ン テ 極 楽 フ ラ ン テ・四 軒 家フランテ・勝 川 フ ラ ン テ・八田フランテ館 新中島フランテ館・白土フランテ館・一宮フランテ館・西 枇 フ ラ ン テ 館 大府フランテ館・安 城 フ ラ ン テ 館・豊 橋 フ ラ ン テ 館・汐 田 フ ラ ン テ 館 赤岩フランテ館・ア ル テ 新 舞 子・ア ル テ 碧 南・ア ル テ 岡 崎 北 ア ス テ ィ 店・稲 葉 地 店・大 曽 根 店・小 田 井 店 柴 田 店・清 水 店・庄 内 通 店・滝 ノ 水 店 つ る ま い 店・則 武 店・日 比 野 店・松 原 店 瑞 穂 店・み な と 当 知 店・安 田 店・神 守 店 パ デ ィ ー 店・味 美 店・鳥 居 松 店・三 郷 店 共 栄 店・東 海 店・高 横 須 賀 店・粕 谷 台 店 知 多 店・常 滑 青 海 店・陽 な た の 丘 店・高 浜 店 新 安 城 店・西 尾 下 町 店・西 尾 寄 住 店・形 原 店 御 油 店・西 羽 田 店・二 川 店・田 原 店 ザ・チャレンジハウス平安・ザ・チャレンジハウス太平通・ザ・チャレンジハウス開明・ザ・チャレンジハウス江南	60店舗
三重県	四日市富田フランテ館・ア ル テ 津 新 町・ザ・チャレンジハウス磯山	3店舗
岐阜県	多 治 見 フ ラ ン テ・忠 節 フ ラ ン テ 館	2店舗

②主要な子会社

会 社 名	本 社
株 式 会 社 ア イ ビ ー	愛知県長久手市
プ レ ミ ア ム サ ポ ー ト 株 式 会 社	名古屋市緑区
サ ン デ イ リ ー 株 式 会 社	愛知県安城市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
979名 (2,927名)	増減なし (217名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート社員等の数は () に年間の平均雇用人員を8時間換算により外書で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
866名 (2,602名)	21名減 (213名減)	44.8歳	21.2年

(注) 1. 従業員数には、関係会社等への出向者 (11名) および臨時雇用者を含んでおりません。
2. 従業員数は就業人員であり、パート社員等の数は () に年間の平均雇用人員を8時間換算により外書で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	4,075
株式会社みずほ銀行	2,280
農林中央金庫	420
株式会社三井住友銀行	400
株式会社名古屋銀行	380

(注) 上記借入金残高には、当連結会計年度末の下記社債残高が含まれております。

株式会社三菱UFJ銀行適格機関投資家限定無担保社債	2,300百万円
株式会社みずほ銀行保証付及び適格機関投資家限定無担保社債	2,110百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,425,218株 (自己株式1,162,111株を含む)
 (3) 株主数 2,855名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 な か の	2,127,260	11.04
ヤ マ ナ カ 共 栄 会	2,009,831	10.43
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	962,044	4.99
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	888,534	4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	815,900	4.23
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	691,200	3.58
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	599,294	3.11
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	514,800	2.67
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	459,294	2.38
ダ イ ナ パ ッ ク 株 式 会 社	435,600	2.26

- (注) 1. 当社は、自己株式1,162,111株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 2016年8月より当社の取締役 (社外取締役を除きます) に対しての業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (B B T (=Board Benefit Trust))」を導入しております。なお自己株式には、株式給付信託 (B B T) 導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が保有する108,300株を含んでおりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2019年3月20日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	中 野 義 久	
取締役副社長 副社長執行役員	小 川 達 也	企画管理本部長、構造改革推進室担当
取締役 専務執行役員	大 山 秀 樹	営業本部長
取締役	吉 田 雅 樹	名古屋青果株式会社相談役 学校法人名古屋合唱団専務理事 名古屋音楽学校名誉学校長
常勤監査役	福 井 久 造	
監査役	杉 本 孝 司	
監査役	笠 松 栄 治	税理士法人笠松&パートナーズ代表社員 セイノーホールディングス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 佐藤司氏、取締役 林文彦氏および取締役 高田博司氏は、2018年6月13日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 取締役 吉田雅樹氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 杉本孝司氏および監査役 笠松栄治氏は、社外監査役であります。
4. 取締役 吉田雅樹氏、監査役 杉本孝司氏および監査役 笠松栄治氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役 笠松栄治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7 名 (1 名)	111百万円 (5 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	23百万円 (11百万円)
合 計	10名	135百万円

- (注) 1. 上記には、2018年6月13日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額14百万円が含まれております。
3. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は0百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	吉 田 雅 樹	名古屋青果株式会社の相談役、学校法人名古屋合唱団の専務理事および名古屋音楽学校の名誉学校長を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。
社外監査役	笠 松 栄 治	税理士法人笠松＆パートナーズの代表社員およびセイノーホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	吉 田 雅 樹	取締役会は17回開催され、そのすべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜意見を述べるとともに、経営全般にわたり助言・提言を行っております。
社外監査役	杉 本 孝 司	取締役会は17回開催され、そのすべてに出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問するとともに意見を述べております。 同じく監査役会は13回開催され、そのすべてに出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。
社外監査役	笠 松 栄 治	取締役会は17回開催され、そのすべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問するとともに意見を述べております。 同じく監査役会は13回開催され、そのすべてに出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬を3百万円支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の業務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

業務の適正を確保するための体制の整備について、当社の取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

当社およびグループ企業各社（以下、「当社グループ」と言う。）は、『お客様の支持を高めることがわれわれの生きがいであり唯一の成長の道である』という経営理念を実現するため、以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

(1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および使用人が法令および定款はもとより、社会規範・企業倫理を遵守した行動をとるために当社グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、周知徹底する。
- ②担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会は、社内規程および管理体制等の基盤整備に努めるとともに、当社グループにおけるコンプライアンスの教育・啓発を実施する。また、当社グループの内部通報制度としてコンプライアンス通報相談窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見に努める。

- ③社外取締役を継続して選任することで、取締役の職務執行に対する監督・監視機能を維持・向上する。
- ④当社の内部監査室は、当社グループにおける内部統制システムの有効性をモニタリングして、適切かつ効果的に遂行されていることを検証する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか、稟議書等取締役の職務の執行に係る重要文書や、職務執行・意思決定に係る情報については、法令および取締役会規程ならびにその他社内規程に基づき適切に保存・管理する。
- ②情報セキュリティに関する規程を整備し、それに基づき責任体制を明確化し、情報資産の安全性および信頼性を確保する。
- ③取締役の職務執行に係る情報は、取締役および監査役等から要求のあった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループのリスク管理に関する事項を統括する組織としてリスク管理委員会を設置し、当社グループを取り巻くリスクの特定およびリスクの顕在化を防止するための手続きや体制ならびにリスクが顕在化した場合の対応方針や体制整備に関する重要事項を決定する。
- ②事業活動に伴う各種のリスクについては、各主管部署ならびに当社グループ各社のリスク責任者を中心に評価・対応を行い、当社グループ全般に係るリスクについてはリスク管理委員会に対応する。
- ③緊急事態に備えて早期復旧戦略と代替戦略を記載した事業継続計画（BCP）を策定し、重要業務の中断による業績・信用低下のリスク軽減を図る。また、事業継続計画は定期的に内容を見直すとともに定期的な訓練実施により周知を図る。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ①当社グループ各社は、取締役会を定期的に開催し経営に係る重要事項の決定および相互に取締役の職務執行の監督を行う。
- ②当社は、執行役員制度を導入し取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および職務執行の効率化を推進する。
- ③執行役員および当社グループの業務執行責任者は、当社グループ中期経営計画および年度事業計画達成のため、それぞれの業務計画を策定し機動的に執行する。
- ④当社グループ各社は、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進する。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制ならびに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社および当社グループ各社が相互に協力しあい、総合的な事業の発展を図ることを目的とした関係会社管理規程を定める。
- ②当社は、グループ各社における経営の独立性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、各社の営業成績、財務状況その他重要な情報について当社への定期的な報告を求めるとともに、各社の経営課題解決のための積極的支援など連結経営管理基盤を体系的に整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役より要請あるときはその求めに応じ、監査役の業務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- ②当該使用人は、他部署の使用人を兼務せずもっぱら監査役の指揮命令に従うこととする。
- ③当該使用人の任命、異動、処遇については、監査役会の同意を得たうえで決定する。

(7) 当社グループの取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①当社グループの取締役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を実施する。
- ②当社グループの取締役および使用人は、法令等の違反行為および当社グループの業績、信用に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに当社監査役に報告する。
- ③当社グループ共通のコンプライアンス通報相談窓口で受け付けた重要情報については、事実確認したうえで迅速に当社監査役に報告する。
- ④当社の内部監査室およびコンプライアンス室等は、定期的に当社監査役に当社グループにおける内部統制、コンプライアンス、リスク管理等の現況を報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社グループは、当社監査役へ報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を周知するとともに、報告された情報については厳重に管理する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除いて、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施する。
②監査役は効率的な監査を行うため、内部監査室と定期的に協議および意見交換を実施し、必要に応じて調査・報告を求めることができる。
③監査役は月1回監査役会を開催し、監査実施状況について情報交換および協議を行うとともに会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務諸表等が適正に作成されるシステムおよび体制が有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他関係法令等に対する適合性を確保する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制

- ①当社グループは、「企業行動憲章」に基づき社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
②これら反社会的勢力による不当要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用しております。

本年度の主な取組状況は以下のとおりであります。

＜法令遵守体制＞

- ・コンプライアンス委員会を年4回開催するとともに、コンプライアンス教育を実施して当社グループにおける遵法意識の高揚を図りました。
- ・新中期3ヵ年計画を策定し、ビジョン、経営方針、主要テーマ等を記載した小冊子を作成し、当社グループの役員および従業員に配布して周知を図りました。
- ・内部通報事案に対しては、事実確認・対応・再発防止を実施するとともに、その結果を記録して代表取締役社長および監査役に定期的な報告を実施しました。

- ・内部監査室は、業務活動全般に関する方針・計画・手続の妥当性、業務の有効性ならびに法令遵守状況を監査しました。

＜＜情報保存管理体制＞＞

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録ならびに決裁稟議書等は、文書取扱規程に基づき所定場所にて管理しました。
- ・サイバー攻撃や増加する標的型攻撃メールによる情報流出を防止するための情報セキュリティ体制の強化を図りました。

＜＜損失危機管理体制＞＞

- ・新中期3ヵ年計画に対応した「コンプライアンス・リスク管理プログラム」を作成し、業績、生産性、環境等に関するリスクを特定しました。
- ・リスク管理基本規程に基づきリスク管理委員会を年4回開催し、特定したリスクに係る対応について協議を重ね、グループ全体としてのリスクの回避・軽減を図りました。
- ・大型台風接近に際して緊急対策本部を設置し、事業継続計画（BCP）に基づきリスク対応を実施するとともに、対応結果を分析・評価して事業継続計画（BCP）の見直しを実施しました。

＜＜効率性確保体制＞＞

- ・取締役会を17回、経営会議を25回開催し、経営に関する基本方針など重要事項について意思決定しました。
- ・取締役会は取締役の職務執行を監督するため、各取締役から月度の職務執行状況に関して報告を受け、その内容を取締役会議事録に記載しました。
- ・取締役会は主要な組織に執行役員を配置し、迅速かつ適切な経営判断を実施しました。
- ・取締役会はITを利用した業務プロセスが効率的な運用になっているか定期的に検証しました。

＜＜企業集団内部統制＞＞

- ・取締役会は当社グループの月次業績について報告を受けるとともに、当社グループの経営目標と進捗状況、経営課題およびその対策について確認し審議を行いました。
- ・コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会にグループ会社各社長が参加し、各社におけるリスクの特定、評価、対応について報告ならびに協議を実施しました。
- ・内部監査室は、グループ会社3社に対して全社的な内部統制に基づく評価を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告しました。

＜財務報告内部統制＞

- ・本年度内部統制活動の事業拠点および業務プロセスの評価範囲について取締役会で決議し、それに基づき整備評価および運用評価を実施しました。
- ・第2四半期末棚卸および決算棚卸において棚卸監査人による棚卸監査を実施しました。

＜監査役監査の実効性確保体制＞

- ・監査役会を13回開催し、監査実施状況について情報交換および協議を行いました。また監査役は代表取締役社長および業務執行責任者と定期的な意見交換を実施しました。
- ・監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会などの重要会議に出席しました。
- ・監査役は、重要会議体の議事録および稟議書等の重要文書について定期的な閲覧を実施しました。
- ・専任の監査役スタッフ1名を配置し、監査役監査の実効性向上と監査職務の円滑遂行を図りました。
- ・監査役は、内部監査室から毎月の監査結果について、またコンプライアンス室から半期毎の内部通報制度の検証結果について報告を受けました。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,572	流 動 負 債	11,302
現 金 及 び 預 金	3,402	買 掛 金	5,093
売 掛 金	909	短 期 借 入 金	280
商 品 及 び 製 品	2,606	一 年 内 償 還 予 定 社 債	1,220
仕 掛 品	0	一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	916
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	47	未 払 金	1,144
繰 延 税 金 資 産	231	未 払 費 用	1,127
そ の 他	1,375	未 払 法 人 税 等	110
貸 倒 引 当 金	△0	与 引 当 金	319
固 定 資 産	28,103	ポ イ ン ト 引 当 金	154
有 形 固 定 資 産	19,318	店 舗 等 閉 鎖 損 失 引 当 金	5
建 物 及 び 構 築 物	8,350	資 産 除 去 債 務	24
機 械 装 置 及 び 車 輜 運 搬 具	388	そ の 他	905
器 具 及 び 備 品	510	固 定 負 債	9,974
土 地	9,806	社 債 債 金	3,190
リ ー ス 資 産	251	長 期 借 入 金	3,528
建 設 仮 勘 定	11	リ ー ス 債 務	188
無 形 固 定 資 産	680	預 り 保 証 金	841
借 地 権	357	繰 延 税 金 負 債	383
ソ フ ト ウ ェ ア	293	役 員 株 式 給 付 引 当 金	39
そ の 他	28	退 職 給 付 に 係 る 負 債	374
投 資 そ の 他 の 資 産	8,105	資 産 除 去 債 務	1,325
投 資 有 価 証 券	3,093	そ の 他	102
差 入 保 証 金	4,142	負 債 合 計	21,277
繰 延 税 金 資 産	56	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	863	株 主 資 本	14,494
貸 倒 引 当 金	△50	資 本 金	4,220
繰 延 資 産	42	資 本 剰 余 金	6,538
社 債 発 行 費	42	利 益 剰 余 金	5,697
資 産 合 計	36,718	自 己 株 式	△1,962
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	946
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,032
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△85
		純 資 産 合 計	15,441
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	36,718

連結損益計算書

(2018年3月21日から
2019年3月20日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売上	高										91,946
売上	原										68,659
営業	総										23,286
営業	収										5,104
販売費及び一般管理費	総										28,391
営業	利										27,639
営業	外										752
受取利息及び配当金	息								54		
受持分法による投資利益	法								18		
受取保険金	取								49		
受取料収入	報								50		
その他	提								94		
営業	外										267
支払	利								52		
支払	手								21		
社債発行の	費								23		
経常	利								26		
特別	利										124
固定資産売却益	資								20		
投資有価証券売却益	有								90		
特別	損										895
固定資産除却損	資								26		
減損	損								149		
税金等調整前当期純利益	税										175
法人税、住民税及び事業税	人								190		
法人税等調整額	人								149		
当期純利益	利										831
親会社株主に帰属する当期純利益	利										491
											491

連結株主資本等変動計算書

(2018年3月21日から
2019年3月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,220	6,538	5,399	△1,969	14,188
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△192	－	△192
親会社株主に帰属 する当期純利益	－	－	491	－	491
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
株式給付信託に対する 自己株式の処分	－	－	－	7	7
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	298	7	305
当 期 末 残 高	4,220	6,538	5,697	△1,962	14,494

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,389	△86	1,302	15,490
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△192
親会社株主に帰属 する当期純利益	－	－	－	491
自己株式の取得	－	－	－	△0
株式給付信託に対する 自己株式の処分	－	－	－	7
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△356	1	△355	△355
当 期 変 動 額 合 計	△356	1	△355	△49
当 期 末 残 高	1,032	△85	946	15,441

貸借対照表

(2019年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,313	流動負債	10,994
現金及び預金	3,144	買掛金	5,048
売掛金	878	一年内償還予定社債	1,220
商貯蔵品	2,575	一年内返済予定長期借入金	914
繰延税金資産	21	未払金	1,115
未収金	206	未払法人税等	1,020
その他の入金	923	繰上り金	94
貸倒引当金	562	賞与引当金	839
	△0	求職者引当金	294
固定資産	26,848	店舗等閉鎖損失引当金	154
有形固定資産	17,763	資産除却負債	5
建物	7,361	固定負債	9,850
構築物	319	社債	261
機械及び装置	321	長期借入金	3,190
車両運搬具	0	繰上り保証金	3,522
器具及び備品	495	繰延税金負債	133
土地	9,084	役員株式給付引当金	940
建設仮勘定	180	退職給付引当金	398
無形固定資産	669	資産除却負債	39
借入地権	349	退職給付引当金	246
ソフトウエア	293	その他の負債	1,277
その他の資産	27		101
投資その他の資産	8,415	負債合計	20,844
投資有価証券	2,394	(純資産の部)	
関係会社株付金	592	株主資本	13,328
関係会社長期貸付金	568	資本	4,220
保険積立金	137	資本剰余金	5,766
差入保証金	4,132	利益剰余金	5,766
長期前払費用	147	利益準備金	4,277
貸倒引当金	457	その他の利益剰余金	570
繰延資産	△14	固定資産圧縮積立金	3,706
社債発行費	42	別途利益剰余金	598
資産合計	35,205	繰越利益剰余金	960
		自己株式	△936
		評価・換算差額等	1,032
		その他有価証券評価差額金	1,032
		純資産合計	14,360
		負債・純資産合計	35,205

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(2018年3月21日から)
(2019年3月20日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売	上	高									91,710
売	上	原	価								68,980
営	売	上	総	利	益						22,730
営	業	収	入								4,381
営	業	総	利	益							27,111
販	売	費	及	一	般	管	理	費			26,509
営	営	業	利	益							602
営	業	外	収	益							
	受	取	利	息	及	び	配	当	金	60	
	受	取	保	険					金	47	
	情	報	提	供	料	収	入			50	
	そ		の						他	90	
営	業	外	費	用							
	支	払	利	息						44	
	支	払	手	数						21	
	社	債	発	行	費	償				23	
	そ		の							26	
	経	常	利	益							115
特	別	利	益								734
	固	定	資	産	売	却	益			20	
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	90	
特	別	損	失								110
	固	定	資	産	除	却	損			20	
	減	損			損					149	
											169
税	引	前	当	期	純	利	益				676
	法	人	税、	住	民	税	及	び	事	業	税
	法	人	税	等		調	整			額	
	当	期	純	利	益						286
											389

株主資本等変動計算書

(2018年3月21日から)
(2019年3月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	4,220	5,766	5,766	570	725	960	1,823
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△192
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	－	－	－	－	△127	－	127
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	389
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－
株式給付信託に対する 自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△127	－	325
当 期 末 残 高	4,220	5,766	5,766	570	598	960	2,148

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△943	13,123	1,389	1,389	14,513
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	△192	－	－	△192
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	－	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	389	－	－	389
自己株式の取得	△0	△0	－	－	△0
株式給付信託に対する 自己株式の処分	7	7	－	－	7
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	△356	△356	△356
当 期 変 動 額 合 計	7	204	△356	△356	△152
当 期 末 残 高	△936	13,328	1,032	1,032	14,360

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社 ヤ マ ナ カ
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 河 嶋 聡 史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 藤 達 治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマナカの2018年3月21日から2019年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマナカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社 ヤ マ ナ カ
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 河 嶋 聡 史 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 達 治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマナカの2018年3月21日から2019年3月20日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月21日から2019年3月20日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

株 式 会 社	ヤ マ ナ カ	監 査 役 会	
常勤監査役	福 井 久 造	Ⓔ	
監 査 役 (社外監査役)	杉 本 孝 司	Ⓔ	
監 査 役 (社外監査役)	笠 松 栄 治	Ⓔ	

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 2階「瑞雲の間」

交通機関 地下鉄（東山線）千種駅下車（1番出口）西へ徒歩約3分
地下鉄（桜通線）車道駅下車（3番出口）南へ徒歩約5分
J R（中央線）千種駅下車 西へ徒歩約5分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用
くださいますようお願い申し上げます。

*受付は2階でいたしております。

